平成２９年（フ）第２号
千葉県香取市入会地３番地185
債務者　伊藤　陽子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第６０号
静岡県御殿場市萩原540番地の20　富士見ハイツ102、前住所静岡県御殿場市萩原1311番地永井コーポ103
債務者　宇津木隆里
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
愛知県岡崎市大和町字牧内23番地１　スイーツガーデン　203
債務者　西谷　香織
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
愛知県碧南市西浜町２丁目80番地
債務者　杉浦　功樹（旧姓駒田・佐藤）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
大阪府和泉市善正町669番地の10
債務者　廣島　健一
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
大阪府泉大津市東助松町４丁目２番５－101号
債務者　町田　紗紀
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第７３号
大阪府堺市東区草尾370番地２　ティンカーベルハイム202号
債務者　服部　洋子（旧姓山口・小和）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
大阪府岸和田市大北町２番３－402号
債務者　豊浦　和也
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
大阪府和泉市幸１丁目８番２－601号
債務者　柳田初枝こと　柳　　貞子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番59－303号、前住所和歌山県和歌山市栄谷976番地159
債務者　向井　良子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番59－303号、前住所和歌山県和歌山市栄谷976番地159
債務者　向井　弘樹
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１号
北海道留萌市沖見町５丁目64番地の１　あかしあ６号棟18
債務者　近江　紀貴
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第２３号
北海道帯広市西13条南30丁目３番地３　三谷ハイツ102
債務者　川浪　里子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
北海道帯広市西18条南４丁目37番16号
債務者　橋本絵梨子（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
群馬県多野郡神流町大字万場1087番地２
債務者　中村　崇行
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９６号
埼玉県富士見市羽沢１丁目23番12号
債務者　郡　　裕明
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第９７号
埼玉県富士見市羽沢１丁目23番12号
債務者　郡　千恵子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２１号
埼玉県川越市岸町２丁目41番地58（メゾン・ド・コスモス102号室）
債務者　植松　隆光
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部